

# 「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第三次報告)(案)」 等に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

## 1. 概要

「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第三次報告)(案)」等について、以下のとおり意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめました。

- ・意見募集期間：令和6年6月11日（火）～令和6年7月11日（木）
- ・実施方法：電子政府の窓口（e-Gov）
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

## 2. 意見提出数

5件

## 3. 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

別紙のとおり。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	報告案の4ページの22行「全て」と、8ページの最下行の2行上「すべて」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	御指摘を受けて「すべて」を「全て」に修正いたしました。
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4ページの15行「法施行後」は「改正大気汚染防止法施行後」のほうがよい。</li> <li>・9ページの表の「大防法」とは、何か？</li> </ul>	<p>御指摘を受けて「法施行後」を「改正大気汚染防止法施行後」に修正いたしました。</p> <p>御指摘を受けて「大防法」を「大気汚染防止法」に修正いたしました。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2ページの8行「以下」は後段のどの記載を指しているのか？</li> <li>・8ページの6行「大気汚染防止法」は、改正前の大気汚染防止法を指すのか？</li> </ul>	<p>御指摘を受けて2ページの8行目「以下・・・」を削除いたしました。</p> <p>8ページの6行目「大気汚染防止法」は、現行の大気汚染防止法を指します。</p>
4	<p>【意見1】・該当箇所：P20、図13 告示法と連続測定法の相関図(一般廃棄物焼却施設)について</p> <p>・意見内容：相関図の傾きが0.79となっており、連続測定の方が告示法よりも<math>1/0.79 \div 1.27</math>倍高い値を示していることとなります。連続測定値を用いて排出基準の遵守状況を評価する場合には、告示法との相違を補正する手立てを設ける必要があると考えます。</p> <p>・理由：現行の告示法より高い値が規制の対象とされることになれば、事業者としては測定機の導入・維持管理の他に、告示法による測定を行う施設以上の水銀除去対策が必要となりかねません。結果として、連続測定の普及の障害となる可能性があります。</p> <p>【意見2】・該当箇所：P20、(3) 検討結果の＜連続測定導入の方針</p>	<p>【意見1】【意見3】【意見4】【意見5】【意見7】について</p> <p>連続測定法の導入に伴う技術的留意事項等については、別途検討を行う予定です。検討に当たっては、頂いた御意見を参考にさせていただきます。</p> <p>【意見2】について</p> <p>連続測定法は、ガス状水銀を測定できる方法であり、粒子状水銀は測定対象ではありません。そのため、現行の施行規則において、すでに粒子状水銀の省略要件を満たしている施設については、本改正規則の施行時に連続測定法への切替えが可能です。本改正規則の施行後に新設される施設については、現行規則どおり、省略要件を満たしているかどうか</p>

>について

・意見内容：「水銀排出施設のうち、連続測定法が導入可能と判断された施設であり、かつ粒子状水銀の省略要件を満たす施設について、JIS B 7994 に準拠した連続計測器を用いた連続測定法を公定法として認める。」とありますが、粒子状水銀の省略要件を満たすには少なくとも3年の期間が必要です。当初は告示法で測定する必要がある、省略要件を満たしたら連続計測法に切替可能ということでしょうか。

また、省略要件を満たすまでの期間の連続計測値については、排出基準を超過しても参考値扱いとの認識でよろしいでしょうか。

・理由：施設が稼働し、連続測定を開始しても、連続測定法が公定法として認められるまでに3年以上の期間を要すると想定されるため、その間の数値の扱いを明確にしておく必要があります。

【意見3】 ・該当箇所： P20、（3）検討結果の<連続測定導入の方針>について

・意見内容：粒子状水銀の測定を免除され連続測定法を選択した事業者においても、3年に一度の公定法による粒子状水銀の測定実施要否を明確に記載するのが望ましいと考えます。

・理由：粒子状水銀の省略要件を満足していることの定期的な確認要否が明確でないため

【意見4】 ・該当箇所： P21、（3）検討結果の<連続測定導入の方針>について

・意見内容：「連続測定における排出基準の遵守状況は100分間当たりの平均濃度をもって評価する。」とありますが、100分を超えない時間ごと（具体的には他の排ガス成分管理に合わせた60分周期）に過去100

の確認が必要となります。

【意見6】について

今般の施行規則の改正は、排出基準超過時の対応を変更するものではありません。

分の平均値を管理する方法も認められることが望ましいと考えます。

・理由：施設運営管理上の負担の軽減のため

【意見5】・該当箇所：P21、(3) 検討結果の<連続測定導入の方針>について

・意見内容：「100 分間当たりの平均濃度をもって評価する」うえでは、計測器の測定上限値を超えたときの数値の取り扱いを決めておく必要があると考えます。仮に、計測器の計測上限値を超えたときの排出濃度を計測上限値と同値と扱う等とするのであれば、計測上限値についても定めを設ける必要があります。

・理由：一般廃棄物焼却施設の水銀排出濃度は、時折ピーク的に高い排出濃度を示します。計測器によって計測上限値が異なるため、どの計測器を選定するかで、平均濃度の評価に大きな影響を及ぼす可能性があります。

【意見6】・該当箇所：P21、(3) 検討結果の<連続測定導入の方針>について

・意見内容：「100 分間平均濃度の超過が確認された場合、直ちに原因究明を行うとともに、排出抑制対策を講じる」とありますが、これは、直ちに施設を停止することを求めるものではないと解しますが、確認をお願いします。

・理由：排出基準超過時の対応を明確化するため

【意見7】・該当箇所：P21、(3) 検討結果の<連続測定導入の方針>について

・意見内容：「測定の結果が排出基準の 1.5 倍を超える場合は 30 日、

	<p>1.5 倍を超えない場合は 60 日の連続測定結果の平均値をもって判断する」とありますが、途中休炉を介す場合があるため、休炉期間を除いた連続測定結果の平均値をもって判断とすることが望ましいと考えます。</p> <p>・理由：計画された休炉の直前で排出基準超えの測定値が出た場合における取扱いを明確化しておく必要があるため</p>	
5	<p><b>【該当箇所】</b></p> <p>・「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について（第三次報告）（案）」</p> <p>P7 下段の&lt;例&gt;</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>・&lt;例&gt;に記載の「地熱発電施設」について、上段に記載の3施設（カーボンブラック製造施設、フェロアロイ製造施設、バイオマス燃焼施設）</p> <p>と同列に記載するのではなく区別した記載としていただきたい</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>・地熱発電施設は、今年度から実態把握を実施するものであり、他の3施設と比べ検討の進捗段階（レベル）が異なるため</p> <p>・記載内容は、例えば、</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>カーボンブラック製造施設：…</p> <p>フェロアロイ製造施設：…</p> <p>バイオマス燃焼施設：…</p> <p>※なお、地熱発電設備については、大気への水銀排出実態を……動向等を把握</p>	<p>水銀大気排出インベントリーに与える影響等について引き続き検討を行う施設を例示したものであり、原案のとおりとします。</p>